

【演習問題 2 : 文書修正問題 (その 1)】

2. ビールと発泡酒の違いについて

「ビールと発泡酒は知っているがこれらの違いが明確にわからない」という方は多いと思います。そこで、ビールと発泡酒の違いについて、ビールと発泡酒の定義およびこれらの酒税の違いから説明します。

2.1 ビールと発泡酒の定義

平成 30 年 4 月 1 日（2018 年 4 月 1 日）に酒税法が改正されビールと発泡酒の定義が改正されました。そこで、改正前後でのビールと発泡酒の定義の違いを説明します。

改正前

ビール

麦芽比率が約 67%以上であること、および、麦、米、とうもろこしなどを副原料としていることです。ここで、麦芽比率とは、ホップおよび水を除いた原料の重量中麦芽が占める割合のことです。また、品質の調整などに副原料が使用されます。

発泡酒

麦芽比率が約 67%未満のもの、および、麦芽比率が 67%以上でも香りづけや味付けに果実及び一定の香味料を副原料に使用している場合のものです。香味料とはリンゴ、サクランボ、レモンなどのことです。また、香味料は麦芽重量の 5%までです。

改正後

ビール

麦芽比率が 50%以上であること、および、副原料の重量の合計が使用麦芽の重量の 5%の範囲であることです。また、使用する麦芽の重量の 5%（100 分の 5）の範囲内で使用できる副原料として、果実・果汁や香味料が追加されました。

発泡酒

麦芽比率が 50%未満のもの、麦芽比率が 50%以上であってもビールに使える原料以外の原料を使用したもの、および、麦芽比率が 50%以上であっても規定量を超えて副原料を使用したもののことです。

ここで、参考として、改正前後のビールの定義の説明図を次頁の図-1 に示します。

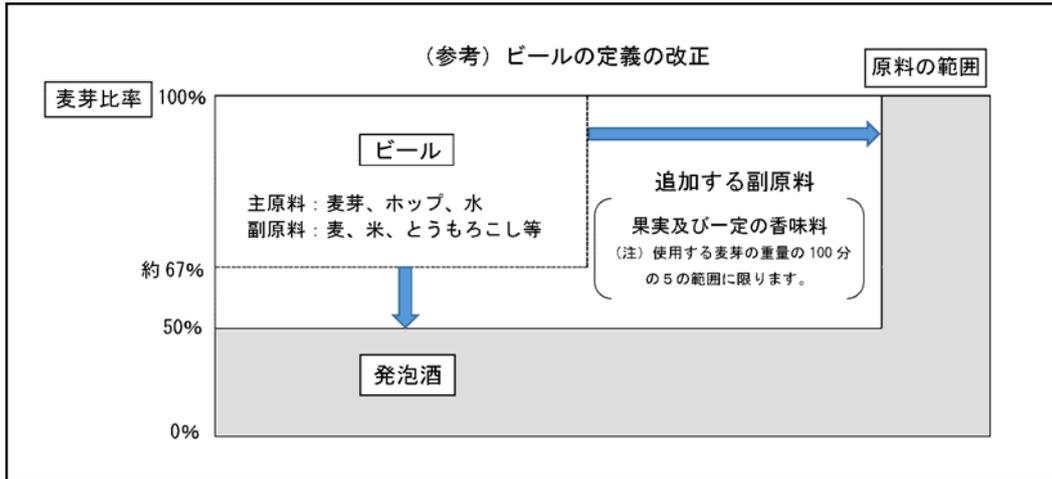


図-1 ビールの定義の改正の説明図

出典：酒税法等の改正のあらまし・国税庁

2.2 ビールと発泡酒の酒税

2.2.1 現在の酒税

ビールと発泡酒の酒税(350mlの缶1本あたり)は次のとおりです。ビールは77円です。発泡酒は麦芽比率で酒税が異なります。麦芽比率50%以上は77円、麦芽比率25%以上50%未満は62円、麦芽比率25%未満は47円です。日本で販売されている発泡酒の多くは麦芽比率25%未満なので酒税は47円です。したがって、ビールの酒税は発泡酒の酒税の1.75倍です。

2.2.2 今後の酒税について

今回の酒税法の改正では、ビール類の酒税の税率を段階的に変えることが決まっています。

ビールの酒税は現在77円ですが、2020年10月1日には70円、2023年10月1日には64円、2026年10月1日には55円になります。また、発泡酒(麦芽比率25%未満)の酒税は現在47円です。この酒税が2026年9月末まで据え置きになり、2026年10月1日には55円になります。さらに、新ジャンルの酒税は、現在28円ですが、2020年10月1日には39円、2023年10月1日には47円、2026年10月1日には55円になります。

したがって、最終的に2026年10月1日には、ビール・発泡酒・新ジャンルの税率が一本化され、これらの酒税は、350ml缶1本あたり55円になります。すなわち、2026年10月1日には、ビールの値段は下がり発泡酒と新ジャンルの値段は上がります。